

重要「回収努力」要件について

外国人未払医療費補てん事業においては、令和2年度補てん分(平成31年度4月1日診療分～)から新たな要件を設定していることを、昨年度の事業の御案内からお知らせしています。

●「回収努力」要件について

令和2年度補てん分(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの診療分)から、「回収努力」について、以下のとおり要件を設定しています。

- (1) 未払対象者への督促を複数回行うこと。また、少なくとも3か月に1度以上、督促を行うこと。
- (2) 1回の督促につき、複数の手段(電話・文書・訪問等)を用いて督促を行うこと。
※ただし、未払対象者が所在不明で連絡を取ることが不可能な場合など、やむを得ない事情がある場合を除く。

以下は、昨年度の事業の御案内からの抜粋であり、内容は今年度も同様です。令和2年度分を申請する際には、必ず未払対象者に連絡を取り、「回収努力の経過」を作成、提出するようお願いします。

外国人未払医療費補てん事業に係る「回収努力」要件について

外国人未払医療費補てん金の申請にあたっては、各医療機関が未払医療費の「回収努力」を行うこととされていますが、令和2年度(2020年度)補てん分から、新たに以下の要件を設定します。

○ 回収努力の要件

患者の診療(医療費の発生)から補てん金申請(例年9月頃)までの間に、次の全ての要件を満たす「回収努力」を行ってもなお回収できない医療費を補てん対象とします。

また、回収努力を行った事実が確認できるよう、回収努力を行った「年月日」、「請求先(本人・親族・その他)」、「方法(電話・文書・訪問・その他)」、「回収努力の内容及び結果、相手方の状況等」を必ず記録してください。申請書類の記載内容等から回収努力の事実が確認できない場合は、補てんの対象となりません。

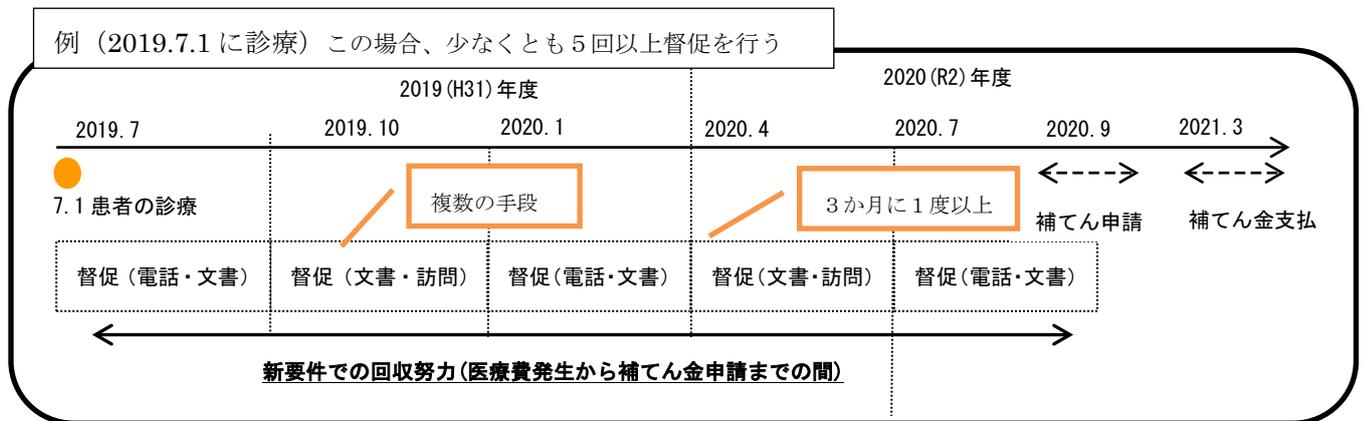
1 未払対象者への督促を複数回行うこと。また、少なくとも3か月に1度以上、督促を行うこと。

督促の期間が3か月以上空かないようにすること。

2 1回の督促につき、複数の手段（電話・文書・訪問等）を用いて督促を行うこと。

患者の住所、電話番号のほか、緊急連絡先や勤務先などの複数の情報を入手し、連絡が確実に取れるようにしておくこと。

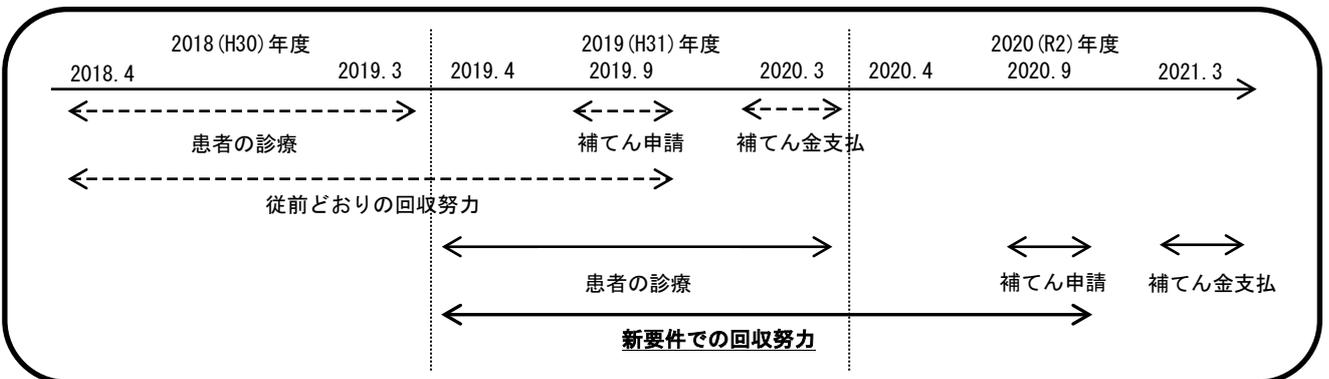
※ 所在不明等により、返戻された郵便物等がある場合には、その写しを保管しておくこと。



○ 要件設定の時期

上記の要件は、令和2年度(2020年度)補てん分（平成31年4月1日～令和2年(2020年)3月31日の診療分）から設定します。

※ 平成31年度補てん分(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの診療分)については、従前どおりの事業内容です。



回収努力に関するQ & A

(質問1)

電話の呼出音は鳴っても、相手が電話に出ない場合、督促したことになりますか？

(回答1)

曜日や時間帯を変えて、複数回電話をしてください。また、留守番電話にメッセージ（用件）を残してください。また、複数の電話（緊急連絡先、勤務先等）を把握している場合は、そちらにも連絡してください。それでも電話に出ない場合、督促したものとみなします。

なお、この場合でも、少なくとも3か月に1度以上、督促を行う必要があります。

また、複数の手段を用いて少なくとも3か月に1度以上督促を行うことが必要ですので、電話以外の方法による督促も少なくとも3か月に1度以上行ってください。

※電話をした年月日等は必ず記録を残しておいてください。申請時に必要となります。

(質問2)

電話の呼出音が鳴らない（通じない）場合、督促したことになりますか？

(回答2)

聞き取った連絡先（緊急連絡先、勤務先等も含む）が虚偽のものであるなど電話が通じない場合は、やむを得ない事情に該当します。以後、電話による督促は不要です。

なお、複数の手段を用いて少なくとも3か月に1度以上督促を行うことが必要ですので、電話以外の方法による督促を少なくとも3か月に1度以上行ってください

※電話をした年月日等は必ず記録を残しておいてください。申請時に必要となります。

(質問3)

督促状を送付しましたが、宛先不明で返戻されました。

(訪問しましたが、居住実態がありません。)

督促したことになりますか？

(回答3)

聞き取った連絡先が虚偽のものであるなど所在不明で、督促状が返戻された場合は、やむを得ない事情に該当します。以後、文書による督促は不要です。訪問したが居住実態がない場合も、やむを得ない事情に該当します。以後、訪問による督促は不要です。

なお、複数の手段を用いて少なくとも3か月に1度以上督促を行うことが必要ですので、文書（又は訪問）以外の方法による督促を少なくとも3か月に1度以上行ってください。

※返戻された郵便物等は、その写しを保管しておいてください。申請時に必要となります。

※訪問日時等は必ず記録を残しておいてください。申請時に必要となります。

(質問4)

訪問しましたが、留守で用件が直接伝えられません。督促したことになりますか？

(回答4)

訪問した際は、訪問日時や用件を記載した書面を郵便受け等に残してきてください。直接用件が伝えられなくても、督促したものとみなします。

なお、この場合でも、少なくとも3か月に1度以上、督促を行う必要があります。

また、複数の手段を用いて少なくとも3か月に1度以上督促を行うことが必要ですので、訪問以外の方法による督促も少なくとも3か月に1度以上行ってください。

(質問5)

電話番号を2つ聞いたので、その両方に電話しました。複数の手段で督促したことになりますか？

(回答5)

2か所以上への督促を行った場合でも、同一の方法（電話のみ、郵送のみ等）である場合は、「複数の手段による督促を行うこと」の要件を満たしません。

この場合は、電話以外の文書又は訪問等による督促を行う必要があります。

(質問6)

病院へ到着した時に重篤で連絡先等の聞き取りができない（その後亡くなった）、治療が終了したら面談する前にいなくなった等、患者の連絡先が不明（把握できなかった）である場合はどうするのか。

(回答6)

連絡先を把握できなかったやむを得ない理由があれば、やむを得ない事情に該当します。

なお、この場合は、申請時に「連絡ができない理由（やむを得ない事情）」を記載することが必要です。

連絡ができない理由を必ず記録しておいてください。